

ダブル・ディグリープログラムに対する支援内容等について

平成20年度に創設される大学教育の国際化加速プログラムのうち「国際共同・連携支援」と「長期海外留学支援」には、共にダブル・ディグリープログラムに係る支援が含まれます。

大学教育の国際化加速プログラムにダブル・ディグリープログラムを申請される場合は、下記にご留意の上、申請されるようお願いいたします。

なお、「国際共同・連携支援」の公募内容等については、資料の準備が出来次第、高等教育企画課国際企画室より連絡します。

記

1. 支援内容

- (1) 国際共同・連携支援
プログラム策定に係る経費
- (2) 長期海外留学支援
大学が本プログラムに基づき海外へ派遣する学生に必要な経費（授業料、奨学金及び往復航空賃等）
※授業料は、海外の大学に対して派遣学生が支払う分を支援
※奨学金は、海外の大学の正規課程に在籍し、かつ海外の大学に派遣している期間に対して支援
※往復航空賃は、渡航時及び帰国時（各1回のみ）に係る旅費（実費）を支援

2. 派遣期間

- 「修士」の学位取得を目的とする者： 2年以内
「博士」の学位取得を目的とする者： 原則3年以内

3. プログラムの公募時期

- (1) 国際共同・連携支援
当該年度プログラムとして採択する同年度
※準備が出来次第、高等教育企画課国際企画室より連絡予定
- (2) 長期海外留学支援
当該年度プログラムとして採択する前年度
※平成20年度プログラムの公募期間は、「平成19年11月30日（金）から平成20年1月18日（金）まで」となっています。

4. 申請スケジュール

- (1) 既存のダブル・ディグリープログラムにより学生を派遣する大学

大学は学生派遣に係る取組を「長期海外留学支援」に申請

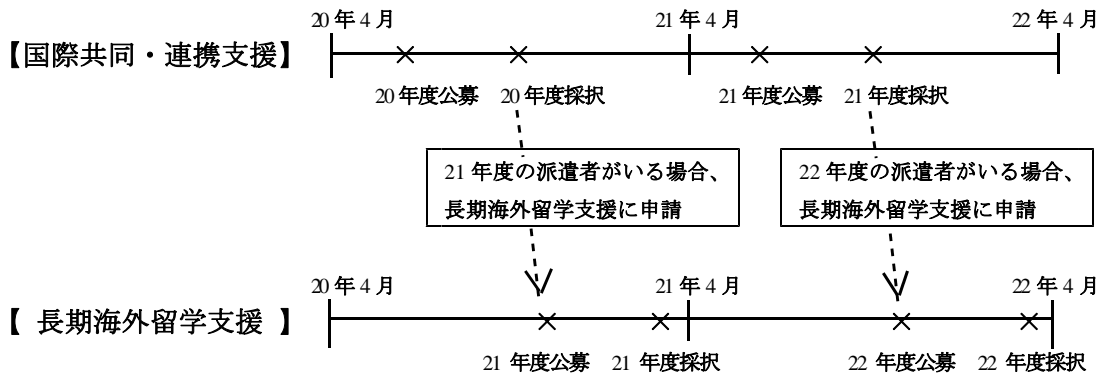
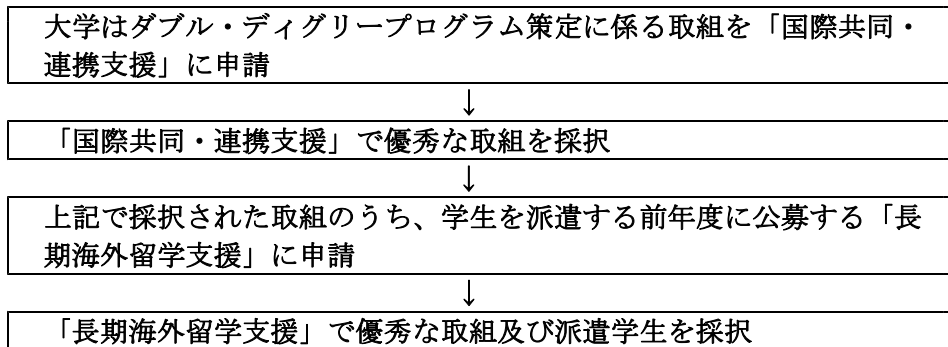


「長期海外留学支援」で優秀な取組及び派遣学生を採択
(平成20年度募集人数：10名程度)

※大学独自で策定したダブル・ディグリープログラムにより学生を派遣する大学で、平成20年度中の派遣学生がいる場合は、平成20年度の長期海外留学支援に大学の取組を申請することができます。

また、平成19年度以前の「大学教育の国際化推進プログラム（戦略的国際連携支援）」又は「大学教育の国際化推進プログラム（先端的国際連携支援）」で採択されている取組により学生を派遣する大学で、平成20年度中に既存のダブル・ディグリープログラムによる派遣学生がいる場合も、平成20年度の長期海外留学支援に大学の取組を申請することができます。

(2) 新たにダブル・ディグリープログラムを策定する大学



※国際共同・連携支援で採択されている取組は、派遣者がいる前年度に公募される長期海外留学支援に申請することができます。

5. その他

長期海外留学支援の対象となるための条件は、文部科学省ホームページに掲載の平成20年度大学教育の国際化加速プログラム（長期海外留学支援）公募要領の別紙1「大学教育の国際化加速プログラム（長期海外留学支援）の対象となるための条件」を参照してください。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/koubo/07112206/003.pdf)

6. 問い合わせ先

(1) 国際共同・連携支援

文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室調整係
 電話： 03-5253-4111 (内線3352)
 FAX： 03-6734-3385

(2) 長期海外留学支援

文部科学省高等教育局学生支援課留学生交流室外国留学係
 電話： 03-5253-4111 (内線3027)
 FAX： 03-6734-3394